

(3) るべき学校像

学校は、子どもの権利が大切にされ、児童生徒一人ひとりが存在感を実感できる安全で安心な環境が確保されている必要があります。しかしながら、近年、学校や通学路における事件が大きな問題となっています。このような事件の発生を防止し、子どもを犯罪の被害から守るために、学校や地域の実情に応じた学校の安全管理体制の整備、防犯教育の充実、教職員等の一層の危機管理意識の向上のほか、子どもの安全を地域全体で見守ることが必要となってきます。

児童生徒が主体的に学校づくりに参画することで、学校への帰属意識が生まれ、児童生徒間の絆も強くなり、学校での活動が充実するにしたがって、学習や学校行事に意欲的になっていきます。自ら作り上げた学校は、児童生徒にとって魅力ある活動の場になります。

学校の自主性を生かし、それぞれの学校事情を踏まえて、校長が策定した運営方針のもと、教職員がめざす姿を共有することで、組織的に教育活動を行うことができます。組織的に指導にあたることで、教職員は児童生徒の成長を実感し、やりがいを感じ、さらなる成長を促すようになります。つまり児童生徒の成長に責任を持つ学校になります。

また、経験の少ない教職員が増加していく現状においては、教職員がお互いに切磋琢磨し、指導力を向上させるとともに、経験豊かな教職員の優れた点を伝承していくような学校体制が求められます。

学校が中心となり、保護者や地域・企業等と連携することで、児童生徒の視野や興味関心が広がり、より大きな成長につながっていきます。日常の様々な活動において、連携を意識した、ともに創る学校である必要があります。

(4) るべき教員像

福岡市がめざす「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」を育てることは、子どもと直接向き合う教員の使命です。教員は、子どもへの愛情にあふれ、豊かな人間性と確かな指導力を身に付け、学び続ける存在でなければなりません。

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する趣旨で、平成29年4月、教育公務員特例法等が一部改正されました。それに基づき、福岡市教育委員会は、「福岡市教員育成指標」を策定し、その中で、教員に求められる資質・能力を、次のように整理しています。

☆教職の素養に関する資質・能力

- 教育的愛情・情熱
- 向上心・向学心
- 社会性・協調性
- 人権認識・人権感覚
- 法令遵守・体罰等の不祥事根絶

☆教職の実践に関する資質・能力

- 学習指導力(専門的指導力)
- 生徒指導力
- 組織参画力・組織運営力

これらの資質・能力を基に、〈るべき教員像〉を設定しました。

子どもたちが変化の激しい予測困難な社会で生き抜いていくためには、「生きる力」を育てていかなければなりません。子どもたちの「生きる力」をはぐくむには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要です。教員は、向上心・向学心を持って、子どもの学ぶ意欲と学力を高める学習指導力(専門的指導力)を高めるために、日々学び続けなければなりません。

教育的愛情・情熱、人権認識・人権感覚、生徒指導力は、教員にとって最も重要な資質・能力と言っても過言ではありません。すべての子どもへの愛情と理解に基づいた、あたたかい生徒指導ができなければなりません。

災害・犯罪・交通事故・水の事故等から、子どもたちの生命や身体の安全を確保するためには、鋭い危機管理意識が不可欠です。教員一人ひとりが常に危機管理意識を高め、子どもの安全を最優先に確保することができなければなりません。また、学校や学年全体でチームとして対応していくための組織参画力や組織運営力の向上も大切です。

学校や学年、教科運営は、一人の教員ができるものではありません。協調性を大切にして、同僚や関係者と協働し、チーム学校として教育活動を推進することができなければなりません。また、子どもたちを育てるために、保護者・地域等とも協働して学校教育を創り上げていくことが今後ますます求められます。

教員は、教員であると同時に社会人として、子どもたちの模範とならなければなりません。そのためには、社会性を備え、法令を遵守し、自分自身が体罰や飲酒運転等の不祥事を起こさないことはもちろん、周囲に起こさせないという姿勢も求められます。

(5) 教育委員会事務局の責務

学校が充実した教育活動を行うために、教育委員会事務局は学校に対し、各学校の授業改善に対する支援や、教職員への研修など、学校の教育活動を指導・支援していきます。

また、学校教育における課題が複雑化、多様化し、教員が子どもたちと向き合う時間に余裕がなくなっています。教育委員会事務局は、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないよう、教員のこれまでの働き方を見直し、教員が子どもたちに深く関わることができる体制づくりや学校における事務の軽減・効率化を図ることなどにより、学校現場とともにいじめ等の課題解決に積極的に取り組み、教員がより子どもと向き合うことができる環境づくり、教職員の多忙感の軽減について、学校と一緒に取り組んでいきます。

子どもたちは、学校だけで学ぶのではなく、家庭や地域の中でも学び成長していきます。教育は学校と家庭、地域が連携し一緒になって創りあげていくものです。学校が、家庭や地域と連携するとともに、教育委員会事務局は家庭や地域の取組みを支援していきます。

学校が抱える課題に柔軟に対応し、支援することができるよう組織体制の整備を行うとともに、教育委員会の枠を越え、他部局や関係機関等とも連携を図ります。

また、教育や子どもに関するデータ分析や最新の科学的知見の活用による時代の要請に応じた施策を立案し、教育の充実を図るとともに、保護者や市民に対し、教育施策について積極的に情報発信していきます。

客観的な根拠を重視した施策展開を図るため、企画・立案段階から、目標の達成状況に関する指標等を設定し、その指標等を活用した分析を行い、より効果的・効率的な施策の実施へつながるPDCAサイクルを確立していくとともに、家計における教育費負担の軽減も踏まえて、真に必要な教育投資を実行していきます。

(6) 望まれる家庭の役割

家庭は、家族が共同生活を営む場所であり、団らんや共同体験など愛情に支えられた生活の営みのなかで家庭教育は行われます。

平成18年の教育基本法の改正により、新たに家庭教育について規定されており、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的な責任を有する旨と、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられています。

家庭教育において望まれる家庭の役割として、子どもが基本的生活習慣と規範意識を定着させること、愛情と信念を持って子どもの成長を見守り、子どもとともに成長すること、家族が協力して家事や子育てに取り組むこと、さらに、地域の行事などに家族で参加し、地域とともに子どもをはぐくむことが望まれています。

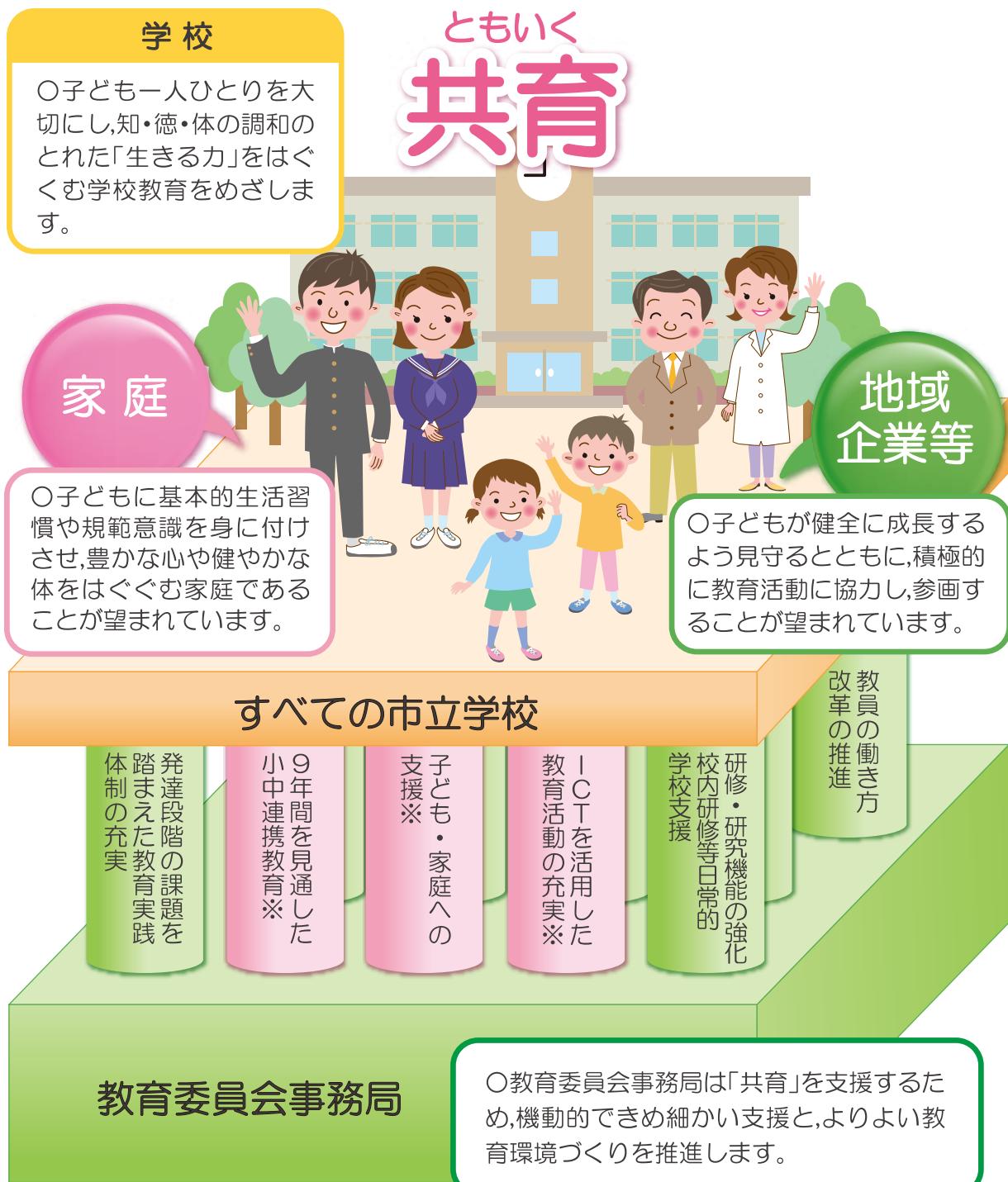
(7) 望まれる地域・企業等の役割

本市には小学校区単位に自治組織(自治協議会等)が存在し、また、政令指定都市で唯一小学校区ごとに公民館を有しています。学校と地域・企業等は、これまで連携をとりながら、教育活動に取り組んできました。子どもが健全に成長するよう守り、はぐくむという観点から、地域・企業等の人材がゲストティーチャーとして教壇に立つことや、教科学習や補充学習の支援、部活動等の補助指導、校内環境の整備、登下校時の安全確保など、地域・企業等の積極的な教育活動への協力、参画が望まれています。

地域や企業は、子どもを守り、はぐくむということでは、家庭や学校のパートナーです。「『い～な』ふくおか・子ども週間」(毎月1～7日の少なくとも1日は、個人や企業(職場)、地域等で子どものためにできることに取り組み、社会全体で子どもをバックアップする)などの取組みをはじめとして、学校、家庭、地域・企業等が今後一層連携を進め、協力し合いながら子どもをはぐくんでいきます。

(8) 共育

子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域の中で様々な体験をしたり、様々な人々と関わったりしながら学び、成長していきます。そこで、学校、家庭、地域・企業等それぞれが教育の主体（担い手）としての責任を持つとともに、その力を学校教育活動に生かし、連携を深めることにより、社会に開かれた教育課程の実現を図ります。



※中央の3つの柱は、福岡スタイル～特に重視する教育の方法～として取り組んでいきます。(詳細24～27ページ)